

市長・副市長・教育長及び議員の手当、社会保障等

資料 7

	給料・報酬	期末手当	退職手当（任期ごと） 月額×支給率×勤続月数	年金制度 健康保険
市長	786,000円／月	3.4月分／年 (2,672,400円)	786,000円×0.5×48月 = 18,864,000円	共済年金 共済組合 (職員と同様)
副市長	635,000円／月	3.4月分／年 (2,159,000円)	635,000円×0.33×48月 = 10,058,400円	共済年金 共済組合 (職員と同様)
教育長	596,000円／月	3.4月分／年 (2,026,400円)	596,000円×0.2×36月 = 4,291,200円	共済年金 共済組合 (職員と同様)
議員	334,000円／月 ※給料でなく報酬	3.4月分／年 (1,135,600円)	※議員には退職手当はありません	国民年金 国民健康保険 が基本

※期末手当の支給率は令和6年4月時点のものです。

改正の経緯

平成24年地方自治法改正（議員修正※）
平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行

※P1～2は総務省資料抜粋

- ・ 平成12年に議員立法で「政務調査費」を創設
 - ・ 三議長会の要望を踏まえた議員修正により、平成24年の地方自治法改正で「政務調査費」から「政務活動費」に改正
- ※ 民主党・無所属クラブ、自民党・無所属の会、国民の生活が第一・きづな及び公明党の4派共同提案による議員修正

（改正の内容）

- ① 「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更
- ② 「調査研究」から「調査研究その他の活動」に充当可能範囲を拡大
- ③ 充当可能範囲は条例で定めることを新設
- ④ 議長への使途の透明性確保の努力義務を新設

政務活動費制度の概要

- ・ 地方公共団体は、条例で定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付
- ・ 交付対象 議員又は会派
- ・ 交付対象・額・方法・充当可能範囲 条例で規定
- ・ 交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収支報告書を議長に提出
- ・ 議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める

政務活動費の対象

・政党活動 ・選挙活動 ・後援会活動 ・私人としての活動 等

会派・議員としての活動

- ・ 会派・議員としての活動のうち、調査研究活動と認められないもの
(例)補助金の要請活動 等

調査研究活動

- ・ 会派・議員としての活動
(例) ・議会活動に係る調査 ・議会活動に係る資料の作成
・議員・会派による広報活動 ・会派による会議 等
のうち、調査研究活動と認められるもの

議会活動

- ・本会議への出席 ・委員会への出席
・全員協議会への出席 ・議員派遣 等

政務活動費

※充当可能経費の
範囲は条例で定める

費用弁償

県内市の政務活動費に関する一覧

	交付対象	交付額	充てることが出来る経費	その他
佐賀市	会派（会派に準ずるクラブ含む）に対し 交付	所属議員一人当たり 60万円／年	<ul style="list-style-type: none"> • 研究研修費（研究、研修会開催や研修参加に要する経費／会場費、講師謝金、出席負担金、旅費等） • 調査旅費（先進地調査、現地調査に要する費用） • 資料作成費（調査研究活動のための資料作成費／印刷製本代、翻訳料、事務用品、リース代等） • 資料購入費（調査研究に必要な図書、資料の購入） • 広報費（調査活動や市の政策について市民に報告、広報するための経費／広報紙、報告書印刷代、送料、会場費等） • 広聴費（市民からの要望に対する要望、意見を収集するための会議等に要する経費） • 人件費（調査研究活動を補助する職員を雇用する経費） • その他経費（上記以外で調査研究活動に必要な経費） <p>※「会派が行う」が前提。研修費のみ議員個人でよい。</p>	<p>交付額に残余がある場合の返還規定あり</p> <p>収支報告書の提出必須</p>

県内市の政務活動費に関する一覧

	交付対象	交付額	充てることが出来る経費	その他
唐津市	会派に対し交付	所属議員一人当たり 36万円／年	佐賀市とほぼ同じ	返還規程あり・収支報告書提出必須 透明性の確保に関する規程あり
鳥栖市	会派に対し交付	所属議員一人当たり 36万円／年	佐賀市とほぼ同じ	返還規程あり・収支報告書提出必須 透明性の確保に関する規程あり
伊万里市	議員に対し交付	議員一人当たり 25万円／年	佐賀市とほぼ同じ	返還規程あり・収支報告書提出必須
武雄市	会派に対し交付	所属議員一人当たり 10万円／年	佐賀市とほぼ同じ	返還規程あり・収支報告書提出必須
嬉野市	議員に対し交付	議員一人当たり 24万円／年	佐賀市とほぼ同じ	返還規程あり・収支報告書提出必須 透明性の確保に関する規程あり
神崎市	会派又は議員に対し交付	議員一人当たり 24万円／年	佐賀市とほぼ同じ	返還規程あり・収支報告書提出必須 透明性の確保に関する規程あり

令和6年〇月〇日

鹿島市議会

議長 徳村 博紀 様

鹿島市特別職報酬等審議会

会長 森 孝一

鹿島市議会議員の報酬等に関する意見について（照会）

〇〇の候、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、鹿島市特別職報酬等審議会につきましては、市長をはじめとする特別職の給料及び議会議員の報酬等について、本年5月から審議を重ねているところであります。

その審議において、一部の委員から出された意見に関しまして、議会のご意見を伺い、審議の参考にさせていただきたいと考えております。

つきましては、公務ご多忙の折とは存じますが、下記の要領にて議会としてのご意見を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 意見をお願いする事項

下記の意見に関することにつきまして、ご意見いただきますようお願いいたします。

- ・ 現行の報酬制度が議員活動を適切に維持し、市民のための質の高い議員活動を続けるための費用に見合ったものとなっているのか。
- ・ 議員の具体的な活動が市民にわかりづらいため、審議の材料に乏しい。

2 意見書の提出方法等

上記の意見に関することにつきまして、別紙意見書又は任意の様式にて令和6年〇月〇日（〇）までにご提出いただきますようお願いいたします。

【提出先・問合先】

鹿島市役所政策総務部総務課
担当 寺岡・中島

鹿島市議会議員の報酬等に関する意見書

- ・ 現行の報酬制度が議員活動を適切に維持し、市民のための質の高い議員活動を続けるための費用に見合ったものとなっているのか。
- ・ 議員の具体的な活動が市民にわかりづらいため、審議の材料に乏しい。

以上の意見に関する鹿島市議会の意見は以下のとおり

令和6年〇月〇日付けで照会のありました標記の件について、以上のとおり意見書を提出します。

鹿島市議会
議長 徳村 博紀

鹿島市特別職報酬等審議会
会長 森 孝一 殿

報酬改定案について

第2回までの主な意見

1 議員報酬について

「上げる」とする意見

- ①議員のなり手不足の背景には、報酬の少なさや年金制度などの背景がある。そのため待遇の改善が必要
- ②議員活動が厳しいと思うので上げる必要はあると思うが、活動が見えにくい中で待遇改善に関して市民の理解が得られるか？

その他の意見（審議内容ではない事項に関する意見）

- ③活動が見えにくいという意味では報酬の引き上げより、政務活動費の創設してはどうか。しかし、全国的にも不適切な使用があるため、しっかりチェックしていく体制が必要
- ④上げるための原資については定数の削減や視察研修費などの削減等の措置をすれば市民の理解を得られるのでは

2 市長・副市長・教育長について

「上げる」とする意見

- ⑤議員の報酬を上げた場合、市長・副市長・教育長も上げないといけないのでは
- ⑥物価高騰などの背景の中で、上げるとしていいのでは
- ⑦教育長は教師の働き方改革、不登校問題など様々な問題が山積しており、大変なので上げていいのでは
- ⑧上げる場合でも1～2%程度

「据え置き」とする意見

- ⑨年収ベースで見た場合、生活に支障のない程度に十分にもらっている。
- ⑩成果については、これからということもあり、判断材料が他自治体との比較くらいしかないが、他自治体よりも明らかに少ないとは言えない。
- ⑪教育長については、改善できていない部分も見受けられ、むしろ下げたいくらい。
- ⑫市長、副市長、教育長には退職金もあることから、上げなくてもよい。

以上の意見を踏まえて、改定案を別紙のとおり提案します。

市長・副市長・教育長給料改定及び議長・副議長・議員報酬改定案

A案

区 分		市 長	副 市 長	教 育 長	議 長	副 議 長	議 員	
現 行	給 料	給料月額	786,000	635,000	596,000	420,000	354,000	334,000
		年額	9,432,000	7,620,000	7,152,000	5,040,000	4,248,000	4,008,000
	合 計	12,505,260	10,102,850	9,482,360	6,682,200	5,632,140	5,313,940	
増 額 後	給 料	給料月額	789,000	638,000	599,000	423,000	357,000	337,000
		年額	9,468,000	7,656,000	7,188,000	5,076,000	4,284,000	4,044,000
	合 計	12,552,990	10,150,580	9,530,090	6,729,930	5,679,870	5,361,670	
差 額		47,730	47,730	47,730	47,730	47,730	47,730	
月額報酬としての増額割合		0.38%	0.47%	0.50%	0.71%	0.85%	0.90%	
増額合計		906,870						

全て3,000円引上げ+政務活動費の創設（附帯意見）

（令和5年12月議会での職員給の改定）

議員報酬 0.9%の根拠 市職員の課長職（6級6号給） 333,600円→336,900円（0.99%）

課長補佐級（5級20号給） 333,600円→336,000円（0.72%）

【意図】

・議員報酬については、物価高騰に関する分として、職員給の改定状況を参考に報酬引き上げでの対応とし、同額を他の特別職の報酬等も引上げ

・議員報酬の引上げの議論の中で、議員活動が見えないという意見もあり物価高騰相当以上の引上げは見送りとする。この点に関しては議会へ対し個々の議員活動の「見える化」を提言し、あわせて議会活動の効率化の検討を促す。 参考意見①②③④⑤⑥⑦

B案

区 分		市 長	副 市 長	教 育 長	議 長	副 議 長	議 員	
現 行	給 料	給料月額	786,000	635,000	596,000	420,000	354,000	334,000
		年額	9,432,000	7,620,000	7,152,000	5,040,000	4,248,000	4,008,000
	合 計	12,505,260	10,102,850	9,482,360	6,682,200	5,632,140	5,313,940	
増 額 後	給 料	給料月額	792,000	640,000	600,000	425,000	358,000	338,000
		年額	9,504,000	7,680,000	7,200,000	5,100,000	4,296,000	4,056,000
	合 計	12,600,720	10,182,400	9,546,000	6,761,750	5,695,780	5,377,580	
差 額		95,460	79,550	63,640	79,550	63,640	63,640	
月額報酬としての増額割合		0.76%	0.79%	0.67%	1.19%	1.13%	1.20%	
増額合計		1,272,800						

議員報酬は約1%引上げ（1.2%）・市長等の給料は同額程度の引上げ＋政務活動費の創設（附帯意見）

（令和5年12月議会での職員給の改定）

1.2%の根拠 市職員の給料表平均改定率 1.08%

【意図】

・議長、副議長、議員の報酬については、物価高騰に関する分として、職員給の改定状況を参考に報酬引き上げでの対応とし、同程度の額を他の特別職の給料を引上げ

・議員報酬の引上げの議論の中で、議員活動が見えないという意見もあり物価高騰相当以上の引上げは見送りとする。この点に関しては議会へ対し個々の議員活動の「見える化」を提言し、あわせて議会活動の効率化の検討を促す。 参考意見①②③④⑤⑥⑦⑧

C案

区 分		市 長	副 市 長	教 育 長	議 長	副 議 長	議 員
現 行	給 料	給料月額	786,000	635,000	596,000	420,000	334,000
		年額	9,432,000	7,620,000	7,152,000	5,040,000	4,008,000
	合 計		12,505,260	10,102,850	9,482,360	6,682,200	5,632,140
増 額 後	給 料	給料月額	786,000	635,000	596,000	420,000	334,000
		年額	9,432,000	7,620,000	7,152,000	5,040,000	4,248,000
	合 計		12,505,260	10,102,850	9,482,360	6,682,200	5,632,140
差 額		0	0	0	0	0	0
月額報酬としての増額割合		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
増額合計		0					

報酬等は全て据え置き + 政務活動費の創設（附帯意見）

【意図】

・議員報酬の引上げの議論の中で、議員の活動が市民に見えにくい中で報酬の引き上げは市民の理解が得られない。議会へ対し個々の議員活動の「見える化」を提言し、あわせて議会活動の効率化の検討を促す。 参考意見①②③④⑨⑩⑪⑫